

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 豊中市（以下「市という。」）は、児童養護施設等の生活向上及び社会的養護に係る体制整備を図ることを目的として、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内により交付することとし、その交付については、「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」（令和5年10月27日付こ支虐第170号）、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」（令和8年6月23日付こ支虐第260号）、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について」（令和8年4月17日付こ支家第244号。以下「実施通知」という。）、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）の実施について」（令和7年2月14日付こ支家第69号。以下「改正児童福祉法関連実施通知」という。）及び豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施通知別紙の第3の1(2)に規定する「ファミリーホーム等開設支援事業」
- (2) 改正児童福祉法関連実施通知別紙の第4の1(1)に規定する事業（以下「里親支援センター等開設支援事業」という。）
- 2 前項の各事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限りを対象とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、他の補助等を受け、又は受けることとなっている場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、補助事業ごとに次に掲げる額のうち少ない額に別表に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額
- (2) 別表に定める対象経費の実支出額
- (3) 別表に定める基準額

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条による交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付けた条件を豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知す

るものとする。また、補助金の不交付を決定したときは、その旨を書面により通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）に対し、本補助金の交付に際して、次の条件を付すものとする。

- （1）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（里親支援センター等開設支援事業の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- （2）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （4）補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（里親支援センター等開設支援事業の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 第5条第1項の規定により補助事業者は、同条の規定による補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請を撤回することができる。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の完了時期）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに事業を完了しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告の審査により、その内容が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(承認事項)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金の変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認の可否を補助事業者へ豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金変更等承認通知書（様式第7号）により通知する。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書（様式第8号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 市長は、必要が生じたときは、補助事業者へ補助事業の進捗状況について報告させることができる。

(指示及び検査)

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、随時、補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(消費税仕入控除税額の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）により市長に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 2 2 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

1 事業名	2 対象施設等	3 基準額	4 補助率	対象経費
（１）ファミリーホーム等開設支援事業 市内に右記対象施設等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業。	ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く）、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設又は児童家庭支援センター	1 か 所 当 た り 8,000,000 円 ※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃貸料が発生する場合、当該費用（10,000 千円を上限）を加算	10/10	事業に必要な工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
（２）里親支援センター等開設支援事業 市内に右記対象施設等を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入並びに改修等を行う事業。	里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	1 か 所 当 た り 8,000,000 円	10/10	事業に必要な工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

備考

※（１）の事業については、補助金の申請を行う年度中、又はその翌年度中に運営等を予定しているものを対象とする。

※（２）の事業については、事業実施の翌年度に開設される予定のものを含むものとする。なお、次に掲げる事業については、対象としないものとする。

（ア）施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

（イ）既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付申請書

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金の交付を受けた
いので、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱
第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 円
- 2 申請額内訳 別紙 1－1「申請額調書」のとおり
- 3 事業計画 別紙 1－2「事業計画書」のとおり
- 4 添付書類 当該事業に関する収支予算書（別紙 1－3）
その他市長が必要と認める書類

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金 申請額調書

施設等種別	施設等名称

(単位：円)

事業名	総事業費 A	寄付金その他の収入見込み額 B	差 引 額 (A－B) C	対象経費の実支出見込み額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを比較していずれか少ない額) F	補助 所要額 (F×10/10) G
(1) ファミリーホーム等開設支援事業							
(2) 里親支援センター等開設支援事業							
計							

- (記入上の注意)
- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
 - 2 E欄には別表第 3 欄に定める基準額を記入すること。
※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算
 - 3 G欄にはF欄に10/10を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。）

別紙 1－2（様式第 1 号）

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金 事業計画書

施設等種別		施設等名称	
施設等開設予定年月日	年 月 日	施設等住所	

事業区分 ・対象事業に○印を記入してください ・調書は事業ごとに別葉としてください	(1) ファミリーホーム等開設支援事業		
	(2) 里親支援センター等開設支援事業		
着手予定年月日	年 月 日		
完了予定年月日	年 月 日		
改修・設備整備、備品購入を必要とする理由			
改修・設備整備、備品購入の内容	概算額（見積額）	対象経費	対象外経費
計			

- (添付書類等)
- ・見積書の写し等、金額や内容が確認できる資料を添付すること。なお、見積書等の内容に補助対象外の経費が含まれている場合は、補助対象経費の算定根拠がわかる資料を添付すること。
 - ・改修整備の場合は、改修前後の図面・現況写真等を添付すること。
 - ・設備整備又は備品購入の場合は、カタログ等を添付すること。

施設等種別	施設等名称

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 収支予算書

（１）収入の部（単位：円）

区分	計画額	備考
市補助金 G		
自主財源		
寄附金その他 B		
合 計		

（２）支出の部（単位：円）

支出科目	予算額	積算内訳	備考
合 計 A			

豐中市長

年 月 日付で申請のあった豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金について、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付します。

1 交付金額 円

- (1) 補助金を交付申請の内容以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- (3) その他豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱及び豊中市補助金等交付規則を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの条件のいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後 30 日以内に、市長へ書面を提出することにより、申請を取り下げることができます。

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金に係る事業の実績について、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 実績額 円
- 2 精算額内訳 別紙 2－1 「実績額調書」 のとおり
- 3 実施報告 別紙 2－2 「実施報告書」 のとおり
- 4 添付書類 当該事業に関する収支決算書（別紙 2－3）
その他市長が必要と認める書類

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金 実績額調書

施設等種別	施設等名称

(単位：円)

事業名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 (A－B) C	対象経費の実支出額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを比較し ていずれか少ない額) F	補助 所要額 (F×10/10) G	交付決定額 H	補助確定額 (GとHのいずれか少 ない額) I
(1) ファミリー ホーム等開設支援事 業									
(2) 里親支援セン ター等開設支援事業									
計									

(記入上の注意)

- 1 A 欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 E 欄には別表第 3 欄に定める基準額を記入すること。
※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000 千円を上限）を加算
- 3 G 欄には F 欄に 10/10 を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。）

別紙 2 - 2 (様式第 3 号)

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金 実施報告書

施設等種別		施設等名称	
施設等開設予定年月日	年 月 日	施設等住所	

事業区分 ・対象事業に○印を記入してください ・調書は事業ごとに別葉としてください	(1) ファミリーホーム等開設支援事業		
	(2) 里親支援センター等開設支援事業		
着手年月日	年 月 日		
完了年月日	年 月 日		
改修・設備整備、備品購入を必要とした理由			
改修・設備整備、備品購入の内容	支払額	対象経費	対象外経費
計			

- (添付書類等)
- ・工事請負契約や賃貸借契約等を締結した場合は、契約書（写）を添付すること。
 - ・金額や内容、事業完了が確認できる書類（納品書、領収書、工事完了届等）の写しを添付すること。
なお、領収書等の内容に補助対象外の経費が含まれている場合は、補助対象経費の算定根拠がわかる資料を添付すること。（支払いの完了が交付決定を受けた年度の3月31日を過ぎる場合、支払いが完了した後に速やかに領収書を提出すること）
 - ・改修整備の場合は、改修前後の図面・現況写真等を添付すること。
 - ・設備整備又は備品購入の場合は、設置場所等での写真を添付すること。

施設等種別	施設等名称

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 収支決算書

（1）収入の部（単位：円）

区分	実績額	備考
市補助金 I		
自主財源		
寄附金その他 B		
合 計		

（2）支出の部（単位：円）

支出科目	実績額	積算内訳	備考
合 計 A			

事業者名
代表者名
（施設種別・施設名称）

豊中市長

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金額確定通知書

年 月 日付の実績報告書に基づき、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金の交付額が確定したので、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付請求書

金 円

ただし、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金として、上記の金額を請求します。

1 振込口座

金融機関名		支店名	
口座番号		預金種別	
(フリガナ)			
口座名義			

様式第6号（第11条関係）

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金の変更等承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金について変更（中止又は廃止）したいので、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更申請額 円

2 変更申請額内訳 別紙3「変更申請額調書」のとおり

3 事業計画 別紙1-2「事業計画書」のとおり

4 変更内容及び変更理由

5 添付書類 当該事業に関する収支予算書（別紙 1－3）
その他市長が必要と認める書類

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金 変更申請額調書

施設等種別	施設等名称

（単位：円）

事業名	変更後の総事業費 A	変更後の寄付金その他の 収入見込み額 B	差 引 額 (A－B) C	変更後の対象経費の実 支出見込み額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを比較し ていずれか少ない額) F	変更後の補助 所要額 (F×10/10) G	既交付決定額 H	差引増減額(*) (G－H) I
(1) ファミリー ホーム等開設支援事 業									
(2) 里親支援セン ター等開設支援事業									
計									

（記入上の注意）

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 E欄には別表第3欄に定める基準額を記入すること。
- ※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算
- 3 G欄にはF欄に10/10を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。）
- (*)マイナス表記は「△」とすること。

事業者名
代表者名
（施設種別・施設名称）

豊中市長

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金変更等承認通知書

年 月 日付で変更等承認申請のあった豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金について、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり変更（中止又は廃止）し、交付します。

記

1 変更後交付金額 円

2 変更前交付金額 円

3 交付条件

- （1）補助金を交付申請の内容以外に使用しないこと。
- （2）補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- （3）その他豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱及び豊中市補助金等交付規則を遵守すること。
- （4）上記（1）から（3）までの条件のいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

4 申請の取下げ

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後30日以内に、市長へ書面を提出することにより、申請を取り下げることができます。

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

施設等種別	施設等名称

豊中市長 様

年 月 日

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

状 況 報 告 書

豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、豊中市児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額又は事業実績報告による精算額

円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

円

- 3 添付書類

2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）